

令和5年度 第3回 長崎地方最低賃金審議会の開催（変更）について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。
本審議会は、全部公開（撮影は一部非公開）とします。
傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和5年8月17日（木）午後8時00分から
- 2 場 所 長崎労働局8階会議室（長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル8階）
- 3 議 題
 - (1) 長崎県最低賃金専門部会報告
 - (2) 長崎県最低賃金の改正について（答申）
 - (3) その他
- 4 傍聴者数 若干名
- 5 要 領
 - (1) 傍聴希望者は、別紙1「令和5年度 第3回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。
また、本審議会については、一部を除き写真撮影・ビデオ撮影・録音が可能です。
希望される方は「撮影希望」とお書き添えください。
申込締切日は、令和5年8月16日（水）17時15分必着です。
 - (2) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。
 - (3) 当日、入室の際にご本人であることを確認させていただきますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。
なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。
- 6 そ の 他
 - (1) 傍聴者は、別紙2「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添えください。

<注>

現在、長崎地方最低賃金審議会長崎県最低賃金専門部会において、長崎県最低賃金の改正決定についての調査審議を行っているところですが、その調査審議の状況次第では、当日の審議会開催が遅くなる可能性があります。

その場合は、傍聴等申し込まれた方に個々にご連絡します。

【送付先・お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

(担当) 室長補佐 木場 孝行

電話 : 095-801-0033

電子メール : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp